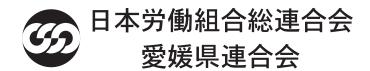
連合愛媛

第1号議案

2006.07.15 連合愛媛 第18回地方委員会

2006春季生活闘争中間まとめ(案)



連合愛媛 2006春季生活闘争中間まとめ (案)

.はじめに

- 1. 連合愛媛は、2月16日に開催した拡大執行委員会 (地協・構成組織代表者合同会議)において『2006春季生活闘争方針』を決定し、取り組みを進めた。
- 2. 前提となる2006春季生活闘争を取り巻く環境を、景気と企業業績の回復基調が強まる反面、労働者家計の改善は遅れ、所得や働き方の<u>一極化</u>がさらに進んでいる」と捉え、全員の共通認識とした。
- 3. 今次春季生活闘争では、経営側に偏った 分配の是正』、格差拡大の阻止と均等待遇の実現による 生活の底上げ』、 働き方の改善』、そして サラリーマン大増税の阻止』など、 格差拡大阻止、二極化の是正 をキーワードに、この現状をしっかり認識することから、方針を組み立てた。
- 4. 堕合愛媛 2006春季生活闘争方針』では、現状認識の段階で、所得』、働き方』、将来への希望』などの様々な<mark>二極化</mark>を検証し、その原因を深く掘り下げた。 結果、「マクロ的には労働側に 1%以上の成果配分があって当然!」との認識のもとに、今次闘争を 阪転攻勢の闘い』と位置づけた。
- 5. そして、連合愛媛は、「社会保障制度」をはじめとする各種抜本改革がいっこうに進展しないことを背景とする国民の将来不安を解消するとともに、公正な社会の実現をめざす」ために、連合が掲げた5つの重点課題に対し、中央・地方一体となった取り組みを行った。
- 6. 特に、定率減税の全廃を含む大増税阻止』については集中的に取り組むべく 連合四国ブロック協議会として4県リレー方式の決起集会を開催したり、給料日街 頭行動、可処分所得の低下を計算するソフトを活用しての街角相談、各級議員へ の要請行動などを重ね、県民各層へ一連の行動を通じて訴えた。しかし、我々の 訴えも空しく3月2日政府予算案が衆院で可決された。(その後、連合愛媛は 略 差是正431』行動に積極的に取り組み、大増税阻止の行動は今も継続中である)
- 7. 連合愛媛が 中小春闘』を掲げて今年で4年目となる。 賃金制度が整備されていない組合や未組織労働者の取り組みを支援するためには連合愛媛独自の 要求金額』明示が不可欠との確信の下、連合愛媛に集合全構成組織が、その認識を

統一し、それぞれが役割と責任を自覚して精一杯取り組むこととした。

8. 具体的な賃金改定要求については、例年通り 賃金実態調査』に基づくミニマム 要求値 8,000円』(1年 1歳間差5,200円+賃金改善分2,300円+格差是正 約500円)を設定した。

連合中央方針は、新たな幅広い概念の要求として提起した「賃金改善」(概ね1%以上)を中心に、連合全体がまとまって成果配分の獲得に取り組むというものであったが、連合愛媛では先の理由により具体金額の提示とした。

- 9. 連合愛媛では、2005年12月15日に開催した第1回拡大執行委員会で、2006春季生活闘争委員会』の設置を確認し、1月24日に中小共闘センター』を立ち上げ、当センターを中心にして、総決起集会などを開催し、闘いの盛り上げをはかってきた。そして、闘いと並行して、要求・妥結結果についてFAXやインターネットによる情報提供を行ってきた。
- 10. 運動のすすめ方では、中小春闘』の名のごとく、そのターゲットを組織内の中小・地場組合員はもとより、味組織労働者への波及効果』を念頭に入れながら展開した。特に今年で3年目を迎えた地協毎の学習会では、連合愛媛の運動方針や県内の賃金実態や雇用実態に基づく連合愛媛の考え方を披瀝し、労針』の共有化をはかることができた。

また、数年来我慢してきた 賃金改善』分を含めた連合愛媛独自の要求額8,00 0円を前面に掲げ、 春季生活闘争』そのものをメーデーの大きな柱の一つとする など、中小・地場組合の実質山場となる5月初旬に至るまではこの額にこだわりを 持ち続ける闘いを展開した。

11. 連合愛媛では今次闘争で組織内外に適応した取り組みを行った。

(組織内)

情報公開の徹底

大集会 総決起集会・中央メーデー 〉への積極的参加

ブロック・地協毎の春闘学習会の実施

地協メーデーでの特別決議

サラリーマン大増税阻止の行動 (街宣行動、集会、試算デモンストレーション、 署名活動、インターネットキャンペーン、学習会等々)

(組織外)

ホームページでの情報公開マスメディアへの事例掲載テレビCM 集会後のデモ行進 サラリーマン大増税阻止の行動(街宣行動、集会、試算デモンストレーション、 署名活動、インターネットキャンペーン、学習会等々) 地協毎の春闘学習会の組織外参加要請

また、地協ごとの学習会において 愛媛県地域労使就職支援機構』からの報告も 含め直接訴える努力をした。いずれにしても今後の調査活動のなかで進捗状況・ 制度内容を把握し 必要なフォローアップをしている必要がある。

一方で、「何でも相談ダイヤル」等の相談窓口には不払い残業を筆頭に解雇など明らかに法違反の多くの相談や告発が寄せられ、その実例を整理しながら使用者団体や労働局へ報告し、具体的な改善申し入れを行った。加えて、可能な限り詳細な内容をまとめ、学習会を通じて組合員に直接を訴えた。

13. 具体的な賃金改定結果は 中間的なまとめではあるが、平均賃上げ額は、全体集計で4,395円、1.67% であり、同一単組比較で昨年実績の111.8% になり、金額ベースでは465円の大幅プラスになった。一方地場・中小組合でも100人~299人規模で前年比105.9%、金額で195円のプラスとなり、上げ幅に関しては3年連続で 195円のプラスとなり、上げ幅に関しては3年連続で 195円のプラスとなり、上げ幅に関しては3年連続で 195円のプラスとなり、上げ幅に関しては3年連続で 195円のプラスとなり、上げ幅に関して

さらに、上げ幅 4,500円以上を勝ち取った組合の比率は 32.9%、28組合で、 昨年の 24.4% (19組合)を上回っており、加えて対前年比+の組合も 70.6%、 60組合で、 昨年を上回った。

- 14. 連合愛媛では具体的な要求額として ®,000円』を示したが、中央方針と各構成組織の方針は 賃金カーブを維持した上で、幅広い概念でいう 賃金改善』の要求」を基本とした。それはそれで、様々な課題を要求として掘り起こし、全体がまとまる闘いとしたことには役割を発揮したが、集約や波及・公表の面では課題を残した。 先行大手の 賃金改善』獲得結果が、 諸手当て』や 『一時金』等へ向けられたことで、後続の地場中小組合への波及に多少の影響が出たようだ。のことから、今後に向けてさらに論議を深める必要がある
- 15. 集約や波及・公表の方法は、組織内には機関紙や速報で行い、組織外にはインターネットの連合愛媛ホームページ上に組織内の賃上げ状況をほぼリアルタイムで掲載し、情報発信を行った。更に、定期昇給分・相当分 か 1歳 1年間差の情報開示を行うことで、ベア・ゼロ=賃上げゼロ」の波及を阻止する取り組みを行った。

- 16. 今次春闘では昨年に引き続き、一時金交渉結果の集約も行った。大手の一時金結果は実質大幅な年収増となり、後続の中小・地場労組にとっては大きな後ろ盾となりうると判断し、可能な限り情報開示した。
- 17. 業績配分の 『時金』シフトは確かに進んでいる。幅広い 賃金改善』要求という 概念は一定の役割を果たした。しかし、制度の整っていない地場中小の仲間たち や未組織労働者にとっては、その集約や公表などに一層の工夫が必要である。 そして、地方連合会では今しばらくは、やはリシンプルに具体的な要求金額を設 定せざるを得ないだろう。
- 18. しかし、全体的に見ると連合が数年来訴えてきた 賃金水準の回復」と 上極化の流れに歯止めをかける」闘いは確実に進んでいる。

連合愛媛は今しばらくは、 略差拡大阻止、二極化の是正』に的を絞り、メリハリのある 連合春闘』を構築する。 そして、自信を持って 国民経済の成長成果が労働者生活の底上げに分配されるべき」と 社会的メッセージを発信し続けていく

.具体的な取り組みの評価と課題

1.政策・制度要求と実現に向けた取り組み

連合愛媛は2006春季生活闘争の基本スタンスは、「成果配分と所得増、 均等待遇、 増税阻止、 働き方の改善と不安の解消 を大きな柱として、労働者全体の生活向上をめ ざしていくこと」とし、連合の示す下記の5つの重点課題に対し、中央・地方一体となった取り組みを行うこととした。

但し、2月の方針確認時(構成組織代表者会議)において、連合愛媛として項目ごとに取り組みの濃淡が出てくるのは止むを得ない。しかし、可能な限りの取り組みを行うこと」を確認した。

)サラリーマン大増税阻止の実現 社会保障制度の一体的改革の実現)子育て支援の拡充

パート労働者等の均等待遇法制化と男女雇用平等法制定 公務員の労働基本権確立と民主的で透明な公務員制度改革の実現

(1) サラリーマン大増税阻止の実現

定率減税の全廃を含む大増税阻止』については、本年 1月から決定している "半減"をある意味のチャンスに 広く県民に周知する) するため、

しかし、反応は今ひとつで、周知の徹底の重要性を痛感した。更にはっきりしたことは、こちら側(組合員)の認知度の低さであった。本案件は各地方連合会共通の問題認識のようで、それぞれの局面で中央に進言しその後の行動につながった。

そういった我々の訴えも空しく3月2日政府予算案が衆院で可決された。2006年度税制改正案には、各種所得控除の縮小は含まれなかったが、定率減税の全廃止が盛り込まれた。連合愛媛は、不公平税制の是正が行われていないなかで、景気に悪影響となる定率減税を廃止することは問題であること。廃止するのであれば所得税の最高税率や法人税の減税も合わせて見直すべきである」ことを主張し、全国統一キャンペーン行動に積極的に参加し、政党・各種議員への要請行動に取り組んだ。

あわせて、各地協での学習会やメーデー大会でも大きな柱とした。

4月以降は中央の作成した 課題提起映像』を利用しての学習会や組合員への周知の要請、インターネットを利用しての『think tax. juプロジェクトの利用拡大と周知徹底で一般の県民に働きかけた。

途中結果は残念ながら芳しいものではないが、今後も粘り強く働きかけを行う予定である。

連合は 略差是正 431 『行動のひとまずの集大成として % . 15東京大集会』を開催した。連合愛媛も34名の派遣団を上京させ積極的に取り組んだ。大増税阻止の行動は今後も継続する。

(2) 社会保障制度の一体的改革の実現、子育て支援の拡充

社会保障制度の改革については、地方としては中央の行動を後押ししながら見守る域を出にないが、独立方式の高齢者医療制度の撤回」、高齢者の自己負担増や高額医療費制度の見直し」などの実現のためには、愛媛高齢者・退職者連合等と連携して要請行動等を実施した。

今次方針で、職場の課題と要望を的確に把握し、育児・介護における短時間勤務制度」 不利益取り扱い禁止措置」、休業中の経済支援制度」の導入などの協約化を示したが、その実態調査はできなかった。

次世代育成支援対策推進法に基づ〈行動計画の内容と実施状況については、愛媛県、 愛媛労働局への要請を行ったが数値の把握にとどまり、内容については独自の調査が必要である。

(3)パート労働者等の均等待遇法制化と男女雇用平等法制定

間接差別禁止等を盛り込んだ 男女雇用平等法』の実現へ向け、連合愛媛は連合の呼びかける 国会審議傍聴行動や国会前行動』に積極的に参加した。(4月25日、3名)

10年ぶりとなる男女雇用機会均等法改正法案の審議は、参議院に引き続き衆議院で行われ、6月15日の本会議において全会一致で可決され、成立した。あわせて、省令で規定するもの以外にも間接差別は存在し、司法判断で違法となる可能性があることの周知などを盛り込んだ附帯決議が採択された。

(4)公務員の労働基本権確立と民主的で透明な公務員制度改革の実現

中央レベルでは、1月16日に行革担当・厚労・総務の3大臣と連合事務局長ほかとの政労協議が1年8ヶ月ぶりに再開し、3月20日の第2回協議では労働基本権を付与する公務員の範囲、併せて公務員の範囲、公務とは何か等について検討する場」を設置することを合意し、その具体的内容が5月29日の第3回協議において確定した。

そして、政府は6月16日、行政改革推進法に基づき、行政改革推進本部のもとに国及び地方公共団体の事務及び事業の内容及び性質に応じた公務員の労働基本権の在り方その他の公務員に係る制度に関する専門の事項を調査し、本部に報告する」ための専門調査会』を設置する政令を閣議決定した。

戦後 60年間改革が先送りされてきた日本の公務員制度、特に公務労使関係について、 抜本的な改革が行われるための機関が設置されたことは、歴史的にも有意義なことである。 連合愛媛においても、一連の中央の動きを見ながら、実質初の試みとして官民労組合同 の学習会を開催した。(6月3日:200人) 連合愛媛は、国際労働基準に適合した近代的な公務労使関係を確立することを基本に、 公務員の働きがいやモラールを向上させ、国民からの多様な行政ニーズに的確に応えるための新しい公務員制度の確立をめざすため、引き続き組織を挙げて全力で取り組む。

2.環境条件の整備

(1) 県行政への要請について

県行政への要請については、本部方針に基づき各構成組織・地域協議会の意見も反映させ、
致策委員会』を中心に部局交渉を行った。(1月 13日)

特に教育 格差 安心安全をキーワードに 雇用と勤労観教育』 地域教育からの勤労観醸成』、 格差解消、均等待遇の実現』 男女平等社会実現』を訴えた。

(2) 労働行政への要請について

愛媛労働局へは、 若年雇用 ·高齢者雇用』と 障害者雇用』および 南予地域の雇用対策 。などの雇用対策、 怀払い残業撲滅 』 パート労働者の均等待遇と男女平等社会の実現 』 派遣労働者 ·外国人労働者等の法令遵守 』などワークルールの確立、働き方 (働かせ方)の多様化に伴う 労働安全衛生 』行政の強化などを中心に要請行動を行った。

3.賃金改定の取り組み

(1) 連合愛媛は、中小・地場組合および未組織労働者に対するミニマム要求として、連合愛媛の賃金実態調査に基づく賃金カーブ維持分5,200円に賃金改善分2,300円と格差是正分500円を加えた8,000円以上、生活保障水準として時間額720円、パート賃金引き上げ10円以上を設定した。

一方では制度の一定整った連合傘下の大手・中堅組合には、賃金カーブ維持分を確保 したうえで、ベースアップや時給引き上げ、賃金カーブの是正、低賃金層の底上げ等によっ て、積極的な 賃金改善』に取り組み、月例賃金の改善を最優先し、年間収入の維持・向上 をめざすこと」との連合方針に沿った考え方を示した。

- (2) 6月 21日現在の要求額は、平均賃上げ方式 伽重平均)で 6,234円、2.46% (105組合、14,899人分)となり、昨年の5,542円、2.23% と比較しても金額ベースで692円のプラス要求は、連合愛媛の設定額の適正さと 賃金改善 = 概ね1%』の連合方針が徹底された結果とみられる。
- (3) その闘い方は、内部的には各種学習会等で賃金実態報告に併せその設定根拠を明らかには 8,000円の意義、 賃金改善』の意味を共有した。そして内外に向けては、2月26日に開催した 総決起集会』を皮切りに4月29日愛媛中央メーデーに至るまで、連合愛媛独自の賃金改善込みの要求額8,000円を前面に掲げ、2006連合愛媛春季生活闘争の大きな柱の一つとするなどして「5月以降も春闘は継続し、終わっていない」ということを社会

的に示した。

(4) 4月20日開催した第4回中小共闘センター委員会において、「4月内決着が見込める組合は、最後の最後まで8,000円にこだわりを持って闘い抜くこと」を前提条件に、止むを得ず5月にずれ込む組合に対し、連合愛媛の最終解決期限と妥結ミニマム基準額を設定し最終の追い込みを確認した。

妥結基準

最終解決期限:5月末日

妥結ミニマム基準 昨年実績の 500円以上の上積みまたは 4,000円。

- (5) 中間的なまとめではあるが、6月21日の集約では、昨年との比較が可能な90の同一組合で4,395円、1.67%、前年比465円増(11.8p増)で、中小・地場組合は昨年同様に対前年比で195円、(5.9p)の上積み(100人~299人)を確保している。(詳細は4.賃金改定結果分析参照)
- (6) 賃金要求を行った単組数 (報告数)は3年前の154組合(28,543人) 一昨年の129組合(23,801人)から昨年は121組合(26,094人)とほぼ同数の120組合(24,479人)と減少傾向に歯止めがかかった。

2000年に200を超える登録単組数があることを考えると、情報提供が固定化しつつあることがうかがえる。情報開示による底上げを目的とする上はより多くの組合の協力が必要であり、再度の共通認識が必要である。

(表 1参照)

表 1. 4月末解決状況

年度	登録組合数	4月末解決	解決率
98	214	143	66.8%
99	188	124	66.0%
2000	203	139	68.5%
2001	175	109	62.3%
2002	163	77	47.2%
2003	154	82	53.2%
2004	129	86	66.7%
2005	121	85	70.2%
2006	120	90	75. 0%

- (7) 連合愛媛は、基本的にはゾーン方式を踏襲し、取り組みをすすめた。マクロの景気回復が、多くの中小・地場企業に及んでいないとされるなかで、自主交渉組合を中心に3月最終週を最大の山場結集を強めた。4月第2週と4週を解決促進ゾーンに設定し、妥結基準、妥結ミニマム基準を示し、賃上げ相場の波及に取り組んだことは個々の組合にとって目標になり、交渉内容・結果を前進させる一定の機能を果たしたと言える。闘争ゾーンを設定し、公表することにより「4月以降も春季生活闘争は継続し、終わっていない」ということを社会的に示す意義は大きい。
- (8) 解決率に着目すると、3月末の進捗状況は、連合中央では昨年同時期で+425組合(+12%)という結果で、交渉の前倒し現れたが、一方の連合愛媛の集約では昨年同時期対比4組合減となり、中央の交渉前倒し」のプラスの波及は愛媛県という地方にはまだ届いていない」という結果になった。

しかし、一月遅れの 4月末という断面でみてみると、その結果は、登録 120組合 (24,47 9人)のうち4月末回答を引き出した組合は、90組合 (18,331人)となり、解決率では 75.0% と昨年比で4.8ポイント改善された。愛媛という地方の特性を考慮し、4月末の評価で判断すると、わずかではあるが着実に改善の傾向がうかがえる。

(9) 一方、昨年に引き続き調査した一時金については、金額集計ベースで年間 147万7,83 5円 (23 組合平均)、月数集計ベースで4.31ヶ月という結果で、賃金引上げ交渉の 『時金シフト』が一段と進んでいる状況がみえる。ちなみに中央レベルでは平均で 158万680 円である。

なお、協力いただいた65組合のうち10組合以上が年間で150万円以上を獲得しており、中には200万円に迫る組合も出てきた。様々な理由で公表できない組合も存在することを考慮すると実数はさらに増えるものと推察できる。

一部とはいえ一時金の大幅な改善は可処分所得の減少に歯止めがかかる可能性が高く評価できる。しかし、一時金は、産業間・規模間・企業間で大きくばらついており、企業業績の短期的な動きなどによって大きく振れる傾向がある。年間収入ベースでとらえた賃金格差は拡大を続けている。

連合愛媛としては、一時金結果の情報開示や年間収入の比較資料の整備に一工夫する必要が出てきた。

5.賃金改定結果分析

(1) 賃上げ結果

平均賃上げ方式

平均賃上げ額は、全体集計 (6月 21日現在、加重平均)で4,395円、1.67%であり、同一単組比較で昨年実績の111.8%になり、金額ベースでは465円のプラスになった。 (表 2参照)

一方地場組合は 3,765円、1.53% であり、同一単組比較で昨年実績の 115.0%、金額ベースでは 491円のプラスになった。 俵 3参照)

地場・中小組合に着目すると100人~299人規模で前年比 105.9%、金額で195円 のプラス、99人以下でも 104.5%、158円のプラス を勝ち取っている。これは、昨年、一昨年と同傾向で、上げ幅に関しては 3年連続で 地場・中小組合の健闘』という面で特筆できる。

			4	- 休				
#日 世				回答 •妥結額 (円)				
規模	組数	人数	回 妥	昨年	昨年比	昨年比	回·妥	
			要求	妥結	要求比	要求比	要求	
合計	90	12,948	4,395	3,930	111.8%	465	1.67	
	90	12,940	6,563	3,930	67.0%	-2,168	2.59	
300人以上	13	3 8 238	4,668	4,140	112.8%	528	1 <i>.</i> 70	
300/WT			6,777		68.9%	-2,109	2.59	
100~ 299人	20	3,185	3,963	3,530	112.3%	433	1 59	
100 299/	20	3,103	6,388	3,330	62.0%	-2,425	2.67	
99人以下	57	1,525	3,825	3,825 5,762 3,573	107.1%	252	1.67	
33/10/1	57	1,020	5,762		66.4%	-1,937	2.44	

表 2. 全体集計 伽重平均)

夷	3	地場:	集計	đΠ	里刀	乙七	`
4X .		JIN 2001	SE	w			

	地 場								
規模				答 •妥絲	額(円)		率		
- 人元 (1天 	組数	人数	回・妥	昨年	昨年比	昨年比	回・妥		
			要求	妥結	要求比	要求比	要求		
合計	78	9,430	3,765	3 274	115 0%	491	1 53		
口前	70	6,058		3,214	62.1%	-2293	2 57		
300人以上	8	5,384	3,925	3,209	122 3%	716	1.54		
300/WT	0	J,50 4	6,189	3,203	63.4%	-2264	2 56		
100~ 299人	17	2,679	3,508	3,313	105 9%	195	1 <i>4</i> 8		
100° 299/	17	2,019	5,936	3,313	59.1%	-2428	2.61		
99人以下	53	1 367	3,639	3,481	104 5%	158	1 62		
33/10/1	55	1,367	5,778	3 ,1 0 1	63 Ø/	-2139	2.50		

個別賃上げ方式

個別賃上げ方式では6組合(4,799人)が要求し妥結したが、その内容は数年ぶりに 有額回答を獲得し、ここでも賃金改善』要求の効果が現れた。

(2) 妥結状況分析

図 1、図 2は、集約できた 103組合のうち昨年実績との比較が可能な85組合を抽出し 前年実績より増加した組合数」および「定昇相当額4,500円以上獲得した組合数」をそれぞれ比率で規模別に経年比較したものである。

図 1は、昨年度の実績に対して、上 乗せして獲得できた組合数の比率を2 昨春等と比較したものである。

全体では 1.4ポイント増の 70.6% (60組合)という結果になり、中央の集計結果の 72.5% (2,158組合:6月6日)と比較しても遜色ない。しかし、中小 (300人未満)だけに着目すると、先述の報告のように平均上げ幅は 200円弱の増にもかかわらず、組合数では 1.9ポイント減少している。

100 90 818 80 692 706 708 689 % 70 615 60 50 05年 | 06年 06年 05年 05年 06年 全体 中小 大手 図1.対前年比増額獲得組合数の推移

図 2は連合中央が中小組合の定昇相当分と設定した4,500円に対しどうだったかを示したものである。

全体では 8.5ポイント増の 32.9% (28組合)という結果が出た。ここも中小に着目すれば、27%ではあるが 7ポイント増は一定評価すべきである。

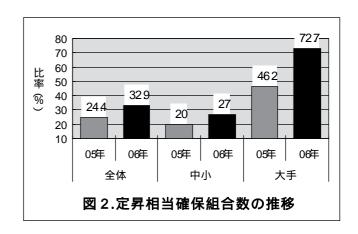


図 1、図 2を通し、大手の頑張りが見て取れる。大手組合は、図 1の 20.3ポイント増や図 2の 26.5ポイント増など、大健闘といえる。

しかし、定昇制度の整った、しかも一時金の増額も獲得した大手組合に比べ、定昇相当確保組合数が7ポイント増でどうにか格差拡大の流れに歯止めの兆しが見えてきた中小ではあるが、格差拡大は依然として進行しているのではないだろうか。(賃金実態調査の結果を見ないと分からないが)

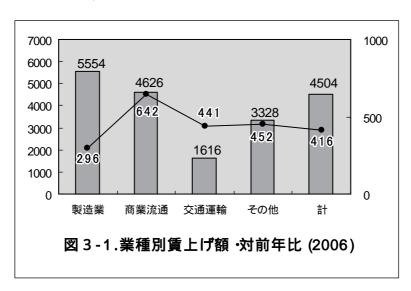
(3) 業種別・規模別分析

図3図4は、業種別・規模別で、前年実績と賃上げ額を分析したものである。

図3-1は、2006春闘結果を業種別で今次賃上げ額を比較し、加えて対前年との 比較をしたものである。

全体では、このサンプルにおいても対前年比416円増の4,504円であった。内訳を業種別に見ると水準では全国的な傾向通り製造業が好調を維持し、額で5,554円円、伸びで296円のプラスとなった。全体的に水準のバラツキはあるが、全業種共に対前年比増を獲得している。

図3-2に2005春闘終了時の結果を示すが、昨年、 方向違いの規制緩和」という 失政により、世の中のひずみが集中し、大幅な落ち込みを示した**労働集約型産業**である**商業流通業** (694円のマイナス)と**交通運輸産業** (137円のマイナス)が共に対前年比 642円増 (商業)、441円増 (交運)と大健闘し全体を引き上げていることも注目しなければならない。当該組合の粘り強い取り組みの結果であることは言うまでもないが付け加えておる。



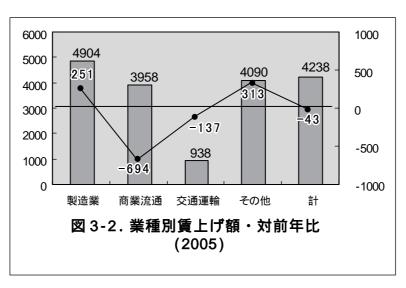
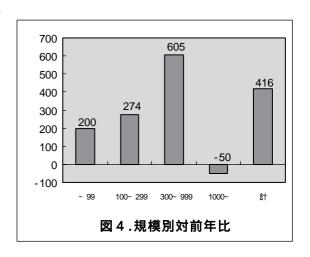


図 4は、規模別に前年比を示したものである。このサンプルにおいても300人未満の地場・中小組合の健闘が目立つ。



6.情報開示による相場形成と波及の取り組み

(1) 長らく続いた大手組合のベア要求見送りは、賃金カーブを維持した上で、幅広い概念でいる 賃金改善』の要求」という連合基本方針に沿う形で一定の歯止めがかけられた。しかし、傾向としての『一時金シフト』はこれからも続くであろう。

- (2) 今次春闘では昨年に引き続き、一時金交渉結果の集約も行った。大手の一時金結果は 実質大幅な年収増となり、後続の中小・地場労組にとっては大きな後ろ盾となりうると判断 し、可能な限り情報開示した。
- (3) 情報開示への協力は昨年の 35組合 (10,331人)に対し 25組合 (6,857人)に止まり、昨年から大幅に減少した。連合の社会的影響力や使命を考えた場合、今一層の情報開示の必要性が望まれる結果となった。 (表 4参照)

表4. 単組開示の定昇 相当分 額

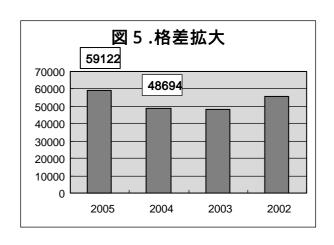
	方式	定昇額 (円)	率 (%)	組合数	組合員数 (人)
連合愛媛	平均 個別	4,699		25	6,857

7.格差是正について

(1) 連合愛媛は2006春季生活闘争を、格 差拡大阻止、二極化の是正をキーワード に 阪転攻勢』の闘いと位置づけ取り組ん できた。

> 図 5は大手と中小での所定内賃金の格 差の経年推移である。

> 実額で、平均で、しかも月例賃金だけの 比較で60,000円弱の格差が歴然として いる実態を訴えた。(2005年賃金実態に 基づく)



(2) 連合愛媛構成組織内の格差を見てみると、規模間格差は表 2および表 3から算出し、表 5 - 1にまとめたように 昨年度からほぼ横ばい」という結果になった。 賃上げ幅だけを見た場合、 格差拡大に歯止めがかかった」とは言い難い。 一方、全体平均と地場平均とを見てみてもいずれの規模も 186円 ~ 930円 の格差があり、地場組合にはこれまた歴然とした格

差が残っていることが分かる。(表 5 - 2参照)

表 5 - 1. 規模間格差 愛媛の最終集計 加重平均

年度	-	-	-
2002	1,137	1,044	+ 93
2003	768	1,319	551
2004	501	785	284
2005	701	751	50
2006	705	843	138

表 5 - 2. 地場組合の格差 愛媛の最終集計 加重平均

= 300人以上
= 100~ 299人
= 99人以下
= 合計
地場集計
= 300人以上
= 100~ 299人
= 99人以下
= 合計

全体集計

年度	-	-	-	-	最大)
2002	770	747	534	460	1,680
2003	637	517	446	345	1,664
2004	577	650	484	289	1,074
2005	702	879	244	325	1,076
2006	930	743	455	186	1,160

(3) 連合本部集約の平均値と比較してみると金額ベースでは924円の格差という結果になった。依然、中央との格差は残る。 (表 6参照)

表 6. 全国と愛媛の格差と推移

年度	連合	中央	連合愛	中央との	
十反	額(円)	率 (%)	額(円)	率 (%)	格差(円)
1990	14,629	5 95	13,765	6.02	864
1991	14,526	5 66	13,536	5.72	990
1992	13,075	4.97	12,882	5.11	193
1993	10,610	3 89	10,155	4 04	455
1994	8,583	3.11	8,337	322	246
1995	7,932	280	7,586		346
1996	8,234	283	7,649	2.95	585
1997	8,521	283	7,887	290	634
1998	7,940	2.59	7,214	2.69	726
1999	6,495	2.10	5,731	2.06	764
2000	6,033	1.94	4,936	1 88	1,097
2001	5,928	1.92	4,956	1 86	972
2002	5,347	1.72	4,379	1 64	968
2003	5,063	1 63	4,596	1 66	467
2004	5,325	1.71	4 217	1 56	1,108
2005	5,123	1.71	4,193	15	930
2006	5,319	1 81	4,395	1.67	924

(4) 格差是正のために 地域ミニマム運動」個別賃金要求への移行が求められている。 地域ミニマム運動」については、愛媛の賃金実態調査 5,977人分から地場中小(299人以下)の組合員分 2,538人分を抽出し、本年は本部方針に従い第 1十分位の回帰値を基礎としてミニマム設定を行った。(表7参照)

また、今年の個別賃金導入組合数は6組合にとどまり、昨年の7組合からまた減少した。2001年の19組合をピークに、9組合(2002年)、7組合(2003年)、5組合(2004年)、7組合(2005年)と依然減少傾向にあり、個別賃金の取り組み強化に向け、賃金カーブの学習の徹底と賃金制度の整備に向けた更なる取り組み強化が求められている。

表7. 2005年度愛媛県地域ミニマム

	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳
愛媛	150,800円	160,700円	170,900円	178,600円	185,500円	191 800円

(5) 連合愛媛は昨年に引き続き、誰にでも最低限の生活を保障できる賃金としての 生活保

障水準 (連合愛媛リビングウェイジ)』を示した。そしてその到達目標を昨年同額の<u>時間額7</u>20円、月額125,000円とした。

これは、生活保障水準を担保する最低賃金の運動」のことをいい、 連合 ミニマム賃金プロジェクト』で設定された単身労働者の必要最低生計費を担保する月例収入を愛媛県に置き換えたものである。

.今後の取り組みと課題

1.中小共闘センターの取り組み

(1) 本年度も、中小・地場組合の支援、意見調整の場を主目的に発足した。地域ミニマムの設定、生活保障水準(連合愛媛リビングウェイジ)の設定、 賃金改善。分を組み込んだ8,000円の有額要求額の設定、総決起集会、行政等への要請行動、地協毎の春闘学習会の開催、マスメディア対策、早期解決要請書、妥結基準の設定などを行った。

いまだ交渉中の地場中小労組もある中で、連合愛媛としては最終決着をみるまで 中小 共闘センター 』を中心に支援体制を維持することを確認した。

(2) 3年連続で地協毎の 学習会』を開催し、一定の成果をあげている。昨年に引き続き連合外組織または労働者の方々が複数参加された学習会もあった。また、今回は労使支援機構から 世代間ワークシェアリング』の提起もなされ、若年雇用と高齢者雇用についての別の側面からのアプローチの仕方を学習した。

未組織のとの交流、あるいは組織拡大と言う面で来年度以降も全地協に展開していきたいが、一方では、当方の参加者のスキルアップにつながる実のある幅の広い内容としていきたい。

今後の春季生活闘争においては、様々な要因が絡み合いより複雑化してくることが予想される。そういった中で、的確な理論武装ができるよう我が方の戦力充実を産別・連合が一体となって図るようにしなくてはならない。

2.来期闘争に向けた取り組みについて

(1) 連合は、当面、 格差拡大阻止、二極化の是正」に的を絞り、 メリハリのある春季生活闘争 を組織する。 ナショナルセンターの立場から、 マクロの分配のあり方を示すとともに、 国民経済の成長成果が労働者生活の底上げに分配されるべきとの立場から、 社会的メッセージを

発している

2007 春季生活闘争に向けて、賃金の格差是正と働き方の改善について社会に影響力のある旗を振るために、マクロの分配構造の是正を産別・単組レベルでの交渉にどう結びつけるのか、それを 賃金改善』という概念でどう労働者個々人に配分するのかについて、検討を深め一定の整理を行う。

(2) 連合愛媛は、本部方針を基本としつつ、地場中小や未組織労働者に最適な指針を示すべく その手法について検討を深める。

あわせて、月例賃金と一時金の性格と役割の違いの整理し、企業業績の配分における月 例賃金重視の方向性をどう提起するか。年収確保についてどう取り組むか。

そして、実態としては進むであろう一時金への配分に対し、その結果を「どう整理し波及させていくか」 さらに検討を深めなければならない。

(3) 身近な格差に男女間の労働条件格差が存在し、その是正を方針に掲げた。 賃金プロット 図』などを活用した 男女別賃金分布』を作成するなどして、実態の把握から始めるよう徹底 する。

連合愛媛で行っている賃金実態調査の分析結果を利用し、調査困難な組合へは提示することも検討したい。

以上